

行政法 (配点 40 点)

【問題】

以下の【設例】を読み、各【設問】に答えなさい。

【設例】

産婦人科医であるXは、母体保護法 14 条 1 項に基づき、人工妊娠中絶を行いうる医師として、医師会Yから指定を受けていた。ところが、Xは、中絶の手術を求める女性に出産を勧めたうえで、生まれた新生児を、子供を欲しがっている他の女性にあっせんし、その女性が出産したとする虚偽の出生証明書を発行する行為（いわゆる赤ちゃんあっせん行為）を繰り返したため、医師会Yは、指定医師としてふさわしくないとの理由で指定を取り消した（以下「本件指定取消」という）。

【設問 1】 (配点 20 点)

本件指定取消は、行政処分の職権取消しに当たるか、あるいは行政処分の撤回に当たるか。両者の違いを説明しつつ、理由を付して論じなさい。

【設問 2】 (配点 20 点)

Xは、母体保護法には指定取消の根拠となる規定がないにもかかわらず、医師会Yが指定を取り消したことは違法であると主張している。本件指定取消について法律の根拠が必要かを論じなさい。

○母体保護法

(医師の認定による人工妊娠中絶)

第 14 条 都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医師（以下「指定医師」という。）は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

- 一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの
- 二 暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの

2 (略)

※ 母体保護法には、指定医師の指定に関する規定はあるが、指定の取消しに関する規定はない。

以上